

様式第 2 号

堺市障害者グループホーム整備促進事業補助金交付決定書

第 号
年 月 日

申請者

堺市長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度		補助金の名称 (補助事業名)	
施設(住居)名			
補助金交付額			
交付予定時期	※ 年 月頃		

- 補助条件は次のとおりとする。
 - 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
 - 補助事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居を新規に整備するために行うこと。
 - 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 堺市補助金交付規則（平成 12 年規則第 97 号）の規定に従うこと。
 - 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告をその定める期日までに市長に提出すること。
 - 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、又は法令若しくはそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。